

## 品川区住まいの防犯対策補助事業実施要綱

制定 令和6年3月28日 要綱98号

(目的)

第1条 この要綱は、空き巣等の犯罪の被害を未然に防止するため、住宅の防犯対策を行う区民に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、区民の防犯意識の高揚と区民の安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、現に区内に住所を有し、かつ、区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主またはこれに準ずる者として別に区長が認める者とする。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金は、補助対象者の現に居住する戸建て住宅(区内に所在するものに限る。)に対して行った別表に定める防犯設備の設置に対し交付する。

2 補助金の交付は、一の住宅につき別表の左欄に掲げる防犯設備ごとに1回とする。ただし、補助金の交付を受けて防犯設備を設置した日から7年を経過した場合または既存の防犯設備がその修繕のみではその機能を維持できない状態にあった場合、当該防犯設備の更新に係る経費については、この限りでない。

3 第三者から借り上げた戸建て住宅に居住している者が防犯対策を行おうとするときは、所有者の同意を得るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、別表の左欄に掲げる防犯設備に応じ、同表右欄に定める額とする。

(補助金の交付申請および請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、防犯設備工事などに係る経費を支払った日から90日以内に、次に掲げる書類を添えて品川区住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)を区長に提出するものとする。

(1) 防犯設備工事等の内容、防犯設備工事の施工日もしくは防犯設備の購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、住所等が記載された領収書その他の書類またはその写し

(2) 防犯設備の設置状況がわかる写真

(3) 第三者から借り上げた住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者の同意書

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認める場合は、防犯設備工事等の内容が確認できるカタログ、図面等の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、品川区住まいの防犯対策補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付時期および交付方法)

第7条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときには、当該決定の日から30日以内に原則として申請書兼請求書に記載された預金口座へ補助金を振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令またはこの要綱の規定違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 区長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された防犯設備工事等について検査を行い、または申請者もしくは関係者への調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

#### 別表（第3条、第4条関係）

防犯設備	補助金額
防犯カメラ	20,000円または購入費、防犯設備工事などに係る経費の2分の1に相当する額のいずれか低い額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この表において同じ）
録画機能付きインターホン	7,000円または購入費の2分の1に相当する額のいずれか低い額

# 品川区住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書（口座振替依頼書）

年 月 日

品川区長あて

住所 品川区

申請者 氏名

電話

※代理人が申請する場合は、代理申請者欄に氏名を記入してください  
また、裏面の委任状も記載してください

代理申請者

下記のとおり品川区住まいの防犯対策補助金の交付を申請します。  
なお、本申請に当たり、現物確認および私の住民基本台帳を確認することについて同意します。  
また、交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を請求します。

## 記

工事事業者名・購入店名	業者名	TEL							—
	住所								
取付け・購入品名 改良内容	メーカー名						<input type="checkbox"/> 防犯カメラ		
	型式						<input type="checkbox"/> 録画機能付きインターホン		
取付け・購入金額 (消費税を含む。)	円								
補助金交付申請（請求）額	円								
取付け・購入年月日	年		月		日				
建物（家屋）所在地	〒 品川区								
建物（家屋）の所有区分	持家・借家・その他（ ）								
補助金振込先 金融機関名	金融機関コード					支店コード			
	銀行 信用金庫 農協						本店 支店 出張所		
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

### 個人情報の本人外収集に関する同意

これにより、登録された口座情報に関して金融機関の統廃合などにより口座内容の変更の可能性がある場合は、品川区が金融機関に対し、申請者本人の口座情報を確認することに同意します。

## 委 任 状

品 川 区 長 あ て

委任者氏名 \_\_\_\_\_

私は、下記の者を代理人として品川区住まいの防犯対策補助金の申請を委任します。

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 同 意 書

\_\_\_\_\_様に賃貸中の\_\_\_\_\_について

裏面交付申請書の品川区住まいの防犯対策補助金の対象となる防犯設備の取り付け、  
交換に同意します。

家 主 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

## 品川区住まいの防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書

様

品川区長

年 月 日付けで申請のありました品川区住まいの防犯対策補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

受付番号	
補助金交付決定額	円
補助金の不交付	理由

※ 補助金の決定額は、交付決定通知後30日以内に指定口座に振り込みます。

### 補助条件

- 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
  - 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - 法令又は品川区住まいの防犯対策補助金交付要綱の規定に違反したとき。
  - 補助金の交付対象となる防犯設備工事等以外の用途に使用したとき。
- 区長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができるものとする。
- 区長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された改良工事等について検査を行い、または申請者もしくは関係者への調査を行うことができるものとする。
- 申請者は、補助事業により取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図るものとする。
  - 防犯カメラの設置および管理に当たっては、プライバシーに十分配慮し、適正な管理運用を図るものとし、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
    - 防犯カメラを設置している旨を表示すること。
    - 防犯カメラの画像データについては、個人情報として、適正な管理をすること。
    - 防犯カメラの画像データの保管期間は、画像データとして記録された日から7日以内とすること。
    - 外部への防犯カメラの画像データの提供または閲覧については、法令等に基づくときまたは捜査機関から犯罪捜査目的の公文書による照会を受けたときに限ること。